

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する留意事項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の
額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（抜粋）

- (三) 事業所における 1 日の平均利用時間が一定の場合の所定単位数の算定について
- ア 報酬告示第 13 の 1 の就労継続支援 A 型サービス費の注 4 の (3) から (7) までの 1 日の平均利用時間が一定の場合における減算の取扱いについては、事業所における雇用契約を締結している利用者の 1 日当たり利用時間の平均が、1 時間未満、1 時間以上 2 時間未満、2 時間以上 3 時間未満、3 時間以上 4 時間未満又は 4 時間以上 5 時間未満である場合に減算を行うものとする。
- イ アの平均利用時間は、雇用契約を締結している全ての利用者における直近の過去 3 月間の延べ利用時間を直近の過去 3 月間の延べ利用人数で除して算出するものとする。ただし、利用開始時には予見できない事由により短時間利用（1 日の利用時間が 5 時間未満の利用のことをいう。以下同じ。）となってしまった場合、当該短時間利用となってしまった者について、短時間利用となった日から 90 日を限度として平均利用時間の算出から除外しても差し支えないこととする。なお、短時間利用となってしまった事由について都道府県に届け出ること。
- ウ 平成 27 年 10 月 1 日以降からの施行であること。

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（要旨）

- 短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し（平成 27 年 10 月施行）
- [事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均（1 日当たり）が 1 時間未満の場合] 所定単位数の 30% を算定
- [1 時間以上 2 時間未満の場合] 所定単位数の 40% を算定
- [2 時間以上 3 時間未満の場合] 所定単位数の 50% を算定
- [3 時間以上 4 時間未満の場合] 所定単位数の 75% を算定
- [4 時間以上 5 時間未満の場合] 所定単位数の 90% を算定
- * 利用時間の平均は、雇用契約を締結している利用者について、過去 3 ヶ月間における延べ利用時間を延べ利用人数で除して算出。
- * 現行の短時間利用に係る減算の仕組みは平成 27 年 9 月までとする。

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A（平成 27 年 3 月 31 日）（要旨）

- 就労継続支援 A 型の短時間利用者における減算について、過去 3 月間の延べ利用時間を延べ人数で除するとあるが、ここでいう利用時間とは、雇用契約に基づく労働時間ということか。
- 利用時間は、雇用契約に基づく労働時間だけでなく、休憩時間や昼食時間、サービス管理責任者等との面談に要する時間等を含む。ただし、有給休暇の取得や遅刻・早退などによりサービス利用のない時間、送迎に要する時間等は含まない。